

転入

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政セツター、市民セツター、支所内の各窓口で受付できます

【◇】マークのある手続きは、一部、受付が
できない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口		受付済	
住所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	本庁舎1階 4番窓口	市民課	★	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 （マイナンバーカードの申請を希望される方）	・顔写真再利用希望の場合 ・申請書の発行のみの場合		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 8番窓口		★	
		マイナンバーカードの再申請		※受付窓口でご相談ください（予約制）			★	
	在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書の いずれかを お持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		（お持ちの方） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	本庁舎1階 5番窓口		★	
	海外から入国する方	帰国後は転入届が必要です （1年以内の短期帰国は除く）		・転入する方全員のパスポート ・戸籍謄本及び戸籍の附票 （大分市が本籍地の場合は不要） ・マイナンバーカード（お持ちの方）			★	
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録		・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑			★	
国民健康保険	国民健康保険に加入する方				本庁舎1階 9番窓口	国保年金課		
	→69歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付					★	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		（お持ちの方） ・負担区分等証明書			★	
	→転入日よりあとに、 勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		勤務先の健康保険の資格喪失証明書			★	
	→各種認定証が必要な方 （病院での支払が一定金額までになる証明書）	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請 ※特定疾病療養受療証はオンライン申請不可		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			★	
	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格取得・変更 手続き（資格確認書又は資格情報の お知らせは後日郵送）					★	
	→大分県外から転入した方	負担区分の確認		（前の住所地で発行された） 負担区分等証明書			★	
	→各種認定証が新たに必要 な方 （病院での支払が一定金額までになる証明書）	・任意記載事項が併記された資格確認書 ・特定疾病療養受療証 などの申請		※県内で引越した方で、記載する任意記載事項を 変更しない場合、申請不要			★	
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の口座振替を 希望する方	口座振替の申請		・預金通帳 ・通帳の届出印			★	
	年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類			住所変更届の交付及び 日本年金機構への郵送案内	★
国民年金未加入の方 厚生年金喪失、又は配偶者扶養解除後に国民年金未加入の方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・退職日、若しくは扶養解除日が確認できる書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーが確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★		
海外から転入の方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類			★		
長寿	65歳以上の方	介護保険の加入 （保険証は後日郵送）			本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★	
	40歳から65歳未満の方で、 前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談		（お持ちの方） 介護保険受給資格証明書			★	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・穂田市民 行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請		・健康保険証 ・障害者手帳（身障・療育・精神） ・同意書（本人、又は保護者、同一世帯員） ・本人名義の預金通帳等	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受給している方	市外転入		・障害者手帳（所持者のみ） ・受給者名義の通帳、又はキャッシュカード ・受給者のマイナンバーが分かるもの			★	
	（他市町村で）障害福祉サービス受給者証を交付されている方で、引き続き大分市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請		・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書 ・情報提供同意書			—	
い	（他市町村で）児童通所受給者証を交付されている方で、引き続き大分市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請		・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書 ・情報提供同意書			—	
子育て支援	小学生・中学生のお子さまがいる方	入学通知書の交付 転校手続き ※交付された入学通知書通り転校する方は、 転校先の学校で手続き ※その他の場合は児童生徒支援課まで		前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 （学校に提出）	本庁舎1階 5番窓口	市民課	★	
	0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の お子さまがいる方	児童手当の申請 ※前の自治体での転出予定日の翌日から15日以内に 申請をしてください ※申請者が公務員の場合は勤務先 にお問い合わせください ※必要なものが揃っていないくても 窓口へお越しください		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの （3歳未満の児童がいるとき） ・申請者、配偶者、児童および大学生年代の子等の マイナンバーカード、又は通知カード	別館3階	子育て支援課	★	
		子ども医療費助成の相談・申請		・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの			★	
		令和5年3月31日までに出生した3歳未満のお子さまが いる方	おおいた子育てほっとクーポン券の申請				本人確認書類	★
	常時紙おむつを使用している、3歳未満の身体障がい 児又は知的障がい児を養育する方	指定有料ごみ袋の減免申請			身体障害者手帳（1級、又は2級）、 又は療育手帳（A1、又はA2）	本庁舎4階	ごみ減量推進課	—
	0歳～就学前のお子さまがいる方	乳幼児健診等の相談			※お問い合わせください	大分市保健所 1階	健康課 中央保健センター	◇
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付		・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票 ・妊婦ご自身のマイナンバーカード	※明野支所は 受付不可		◇	
	初産婦（33週未満）の方とその配偶者の方	ハッピーファミリー応援教室のご案内			※お問い合わせください	大分県助産師会 097-594-5938		—
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入会			・入会申込書 ・就労証明書 ・利用申込書（就労以外の理由による） ・児童票 など	※各校区の放課後児童クラブ に直接お問い合わせください		—
	保育施設等の利用を希望する方	保育所（園）の入園相談			※受付窓口でご相談ください	別館3階	子ども入園課	★
	小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請			学校若しくは受付窓口で申請書をもらい、必要事項を 記入のうえ、当該学校若しくは受付窓口へ提出してく ださい	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請			※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★

転入

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請		※受付窓口でご相談ください	別館 3 階 子育て支援課	★
	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請		・戸籍謄本（本人及び対象児童） ・加入健康保険の資格情報がかかるもの（本人及び対象児童） ・同意書（本人及び同居の扶養義務者） ・本人及び同居の扶養義務者のマイナンバーがかかるもの		★
税・料・金	上下水道を使用する方	使用開始申込み ☎お電話又はインターネットでも手続きできます	水道使用開始届	上下水道局 料金センター 097-538-2416 本庁舎 1 階 7 番窓口	★
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		第 2 庁舎 3 階	市民税課 —
	市税（国保税を除く）の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・通帳 ・通帳の届出印		納税課 ・金融機関 ★
	125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車	登録申告（軽自動車税（種別割）） ※転出した市町村で廃車申告していない場合は、廃車申告も必要 ※転出した市町村で廃車申告していればオンラインで登録申告可	・転出した市町村のナンバープレート ※廃車申告していない時のみ ・車両情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類		税制課 ★
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください		全国軽自動車協会連合会 大分事務所 097-524-0222	
	125ccを超えるバイクを所有している方	※大分運輸支局でご相談ください		九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087	
その他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届（所在地の変更）	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	大分市保健所 2 階 衛生課 大分市動物愛護センター 097-588-2200	—
	市営住宅に入居を希望する方 又は市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	本庁舎 6 階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 （別）別大興産 第 2 大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	—
	ごみの出し方のご案内	ごみ収集カレンダー	※お住まいの自治区により、ごみを出す日が異なります	本庁舎 1 階 7 番窓口	市民税課 ★
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み	※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	—

2025. 7. 31現在



〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ 8 時 3 0 分 ～ 夕方 5 時 1 5 分
(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです)

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方 6 時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

転入

(他市町村 → 大分市)

大分市に引越しされた方へ

本庁舎 1 階
市民課 5 番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所へ
お越しください

転入届

住み始めた日から 1 4 日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」又は「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

大分市 公式
LINE
友だち募集中！



ごみの出し方など、
暮らしに役立つ情報
をお届けしています。
ぜひ、友だち追加を
お願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1 点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他、
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2 点で
本人確認
できるもの

・健康保険証又は資格確認書
・介護保険証・年金手帳・年金証書
・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転居に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口		受付済
住所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	本庁舎1階 4番窓口	市民課	★
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードができ上がりましたら、新住所あてに お知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は 再申請が必要です（無料）		※再申請を希望する場合は受付窓口で ご相談ください			★
	在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書の いずれかを所持の方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		（お持ちの方） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	本庁舎1階 5番窓口		★
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります ※手続きは不要です					—
国民健康保険・年金	国民健康保険に加入している方、又は加入する方	国保加入関連 	限度額認定証など 				
	→ 69歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付		旧住所の国民健康保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★
	→ 70歳から74歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付		旧住所の国民健康保険証兼高齢受給者証、 資格確認書			★
	→ 各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更申請		・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 など			★
	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格変更手続き （資格確認書又は資格情報の お知らせは後日郵送） 		旧住所の後期高齢者医療保険証、 資格確認書			★
	→ 各種認定証をお持ちの方	任意記載事項が併記された新しい資格確認書の申請 （後日郵送）		・本人確認書類 ・旧住所の資格確認書、認定証 など ※記載する任意記載事項を変更しない 場合、申請不要			★
	年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ		・本人確認書類 ・基礎年金番号、 又はマイナンバーを確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★
長寿・障がい	介護保険証をお持ちの方 （65歳以上又は要介護認定を受けている方）	介護保険証の住所変更		介護保険証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・穂田市民 行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇
	自立支援医療受給者証（精神）を持っている方	受給者証の住所変更		自立支援医療費（精神通院） 受給者証	障害福祉課及び鶴崎・穂田市民行政センター内 の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方）	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受 給している方	市内転居		受給者のマイナンバーが分かるもの			★
	障害者手帳（身体・療育A1、A2）をお持ちの方 ※障がい者タクシー利用券併用不可	有料高速道路割引の住所変更		障害者手帳・車検証 ETCカード・車載器管理番号が分かる もの（ETC利用されている方のみ）			★
子ども	小学生・中学生のお子さまがいて、通学区域が変わる方	転校手続き ※交付された入学通知書通り転校する方は、転校先 の学校で手続き 校区外の学校に通学したい場合は児童生徒支援課 にて手続き		前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 （学校に提出）	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—
	児童手当を受給している方、又は受給者の配偶者で、 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）） 世帯構成に変更がある方	(1) 進学や仕事の都合等で受給者と児童の住所 （世帯）を異にする場合は、住所変更及び 別居監護の申立 (2) 離婚を前提に現受給者と別居する場合には、 受給者交代の手続き（受給者交代を希望する場合） 		(1)の場合 ・窓口に来る方の顔写真付き本人確認 書類 (2)の場合 ・窓口に来る方の顔写真付き本人確認 書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの （受給者交代の場合） ・申請者の健康保険の資格情報が確認 できるもの（受給者交代の場合で3歳未満 の児童がいる場合のみ） ・離婚協議中と分かる書類 （受給者交代の場合）	別館3階	子育て支援課	★
	子ども医療費受給者証をお持ちの方で、 世帯構成に変更がある方	受給者変更等の手続き 		子ども医療費受給者証			★
	児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください			★
	ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の住所変更		ひとり親家庭等医療証 ※同居する方のマイナンバーが分かる ものが必要な場合があります			★
	就学援助の認定を受けている方	学校、若しくは受付窓口への届出 ※状況により再申請が必要な場合があります		※受付窓口でご相談ください	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証			★
料金	上下水道を使用する方、又は使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届 ☎お電話、又はインターネットでも手続きできます		・水道使用開始届 ・水道使用中止届	上下水道局 料金センター 097-538-2416		★
					本庁舎1階 7番窓口	市民課	

転居

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当ではまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
その他	犬を飼っていて、住所や電話番号等が変わった方	犬の登録事項変更届（市内変更）		登録（鑑札）番号が分かるもの	大分市保健所 2階 衛生課 大分市動物愛護センター 097-588-2200	★
	市営住宅を退去する方、又は市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き		※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	本庁舎 6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅管理センター：097-533-1674 （株）大興産 第2大分市営住宅管理センター：097-536-2555	—
		市営住宅の同居手続き				
	ごみの出し方のご案内	ごみ収集カレンダー		※お住まいの自治区によりごみを出す日が異なります	本庁舎 1階 7番窓口 市民課	★
公共手続	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み		※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	—
	郵便局	郵便の転送手続き		本人確認書類	大分中央郵便局 0570-943-452 （ナビダイヤル（通話料有料））	
公共手続	運転免許証	運転免許証記載事項変更		・運転免許証 ・マイナンバーカード、住民票等（詳しくはお問合せください）	大分県警察本部運転免許課 097-528-3000	

2025. 7. 31現在

引越しワンストップサービス〈大分市内での引越し〉

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで引越し（市内）手続きの来庁予定の連絡ができます。
〔住所、氏名などを事前に入力していただくため、来庁時に届書の記載が不要になります〕
- ・引越し後の手続き（転居届）は、マイナポータルから行えないため、必ず来庁が必要です。



大分市

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ～ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長



097-534-6111(代表)



WEB



市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

転居

(大分市内で引越し)

大分市内で引越しされた方へ

※世帯分離・世帯主変更も
このチェックシートをご利用ください

本庁舎 1 階
市民課 5 番窓口 に

各支所で届出される方は最寄りの支所に
お越しください

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」又は「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。



大分市 公式
LINE
友だち募集中！



ごみの出し方など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1 点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



運転免許証



マイナンバーカード

その他、
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2 点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口			受付済
住所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	（国内）転出先で住所変更が必要です		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	転出先の市区町村			
		（国外）カードの継続利用手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要 ※外国籍の方はカードの返納		（お持ちの方） ・マイナンバーカード	本庁舎1階 4番窓口	市民課	★	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	（カードができていない場合） 転出先で再申請が必要です		転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村			
		（カードができていない場合） カードを受け取り後、特例転出手続き		・交付通知書（ハガキ） ・本人確認書類	交付通知書（ハガキ）に記載された 受取場所		★	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります ※転出先の市町村で再登録ができます		転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村			
所	海外へ出国する方				本庁舎1階 5番窓口	市民課	★	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

国民健康保険・年金	国民健康保険に加入している方								
	→ 69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却		国民健康保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★		
	→ 70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却		国民健康保険証兼高齢受給者証、 資格確認書			★		
	→ 修学のために転出する方	転出先で、引き続き、大分市の国民健康保険を使う 手続き		在学証明書			★		
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方						★		
	→ 世帯に、後期高齢者医療制度の加入者がいる方		・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取		※転出先へ提出してください				
	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方		後期高齢者医療保険証、資格確認書の返却		後期高齢者医療保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	→ 大分県外へ転出する方		負担区分等証明書の受取 （郵送の場合有）		※転出先へ提出してください				
	各種認定証をお持ちの方		各種認定証の返却		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	国民年金を受給している方で、日本年金機構からの郵便物が 通称住所宛てに送付されている方		住所変更届 ※必要な場合があります		※転出先の年金事務所へ お問い合わせください				
海外へ出国する方		資格喪失 国民年金の任意加入 ※希望者のみ		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを 確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★		
		住所変更届 ※年金受給者の方		※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ			—		
		脱退一時金の請求 ※外国籍の方 ※希望者のみ		※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ			—		

長寿・障がい	大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の返却		大分市長寿応援バス乗車証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★	
	65歳以上の方	介護保険証の返却		介護保険証			★	
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも大分市の介護保険証をそのまま 使ってください					★	
	要介護認定を受けていた方	※転出先の市町村で手続きしてください		介護保険証			—	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	受給者資格変更届		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方）	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
	タクシー券を交付されている方	タクシー利用券の返還		タクシー券			★	
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	受給者証の返還		受給者証			—	
	児童通所受給者証を交付されている方	受給者証の返還		受給者証			—	

こ

小学生・中学生のお子さまがいる方	転校手続き ※引き続き大分市の学校に通う場合は、 児童生徒支援課で手続きが必要です		※学校から、「在学証明書」「教科用 図書給与証明書」を受領し、転出先 へ提出してください ※引き続き大分市の学校に通う場合は 転出先の住民票（世帯全員が記載さ れたもの）が必要です	これまで通って いた学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—	
児童手当を受給している方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	児童手当資格消滅届 ※受給者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせ ください ※大分市の転出予定日の翌日から15日以内に 転入先で必ず申請手続きを行ってください		窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ※転出先での申請遅れに注意して ください	別館3階	子育て支援課	★	
子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費助成受給資格証の回収、又は 有効期限の修正 ※窓口に来ることが難しい場合は、お問合せ ください		子ども医療費受給者証			★	

ど

おおいた子育てほっとクーポンをお持ちの方	大分市を転出する前日まで使用できます 転出先が大分県内であれば、クーポンを持参のうえ、 転入する市町村で引換交付の手続きをしてください 県外の市町村ではクーポンの使用はできません		ただし、県内に再度転入する場合は、クー ポンが必要となる場合がありますので、紛 失しないようにご注意ください	（転出先が大分県内の場合） 転出先の市町村			
妊娠中の方	大分市の妊産婦健康診査受診票は使えなくなりますの で、転出先で手続きしてください			転出先の市町村			

も

保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さんがいる方	退所（園）手続き、申込取下げ手続き			別館3階	子ども入園課	★		
児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください			子育て支援課	★	
ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届又は喪失届		ひとり親家庭等医療証				★	
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★		
重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費助成の受給者資格変更届		重度心身障害者医療費受給者証			★		
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、 「所得課税証明書」が必要な場合があります 転出先の自治体に確認の上、必要に応じて 取得してください		本人確認書類	本庁舎1階 1番窓口	税制課	★		

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
税・料・金	上下水道の使用を止める方	使用中止届 ☎お電話又はインターネットでも手続きできます		水道使用中止届	上下水道局 料金センター 097-538-2416	★
	125cc以下の原付バイク、 小型特殊自動車を所有している方	廃車申告（軽自動車税（種別割）） 		・ナンバープレート ・車両情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類	本庁舎1階 7番窓口	市民課
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください			第2庁舎3階	税制課
	125ccを超えるバイクを所有している方	※大分運輸支局でご相談ください			全国軽自動車協会連合会大分事務所 097-524-0222	★
	大分市に、土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			第2庁舎3階	資産税課
税金	市税（国保税を除く）の納付に関するお問い合わせ				第2庁舎3階	市民税課
					第2庁舎3階	納税課

その他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届		登録（鑑札）番号が分かるもの ※詳しくは転出先市町村にお問い合わせください	転出先の市町村	
	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き		※お客様の状況により手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 株式会社大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	—
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み		※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	—

転出Q&A	新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった	→転出証明書は有効ですので、早急にお届けください		→特例転出（マイナンバーカードをお持ちの方）の場合、転入手続きができない場合があります 電話（097-537-7298）でご相談ください	本庁舎1階 5番窓口	市民課	★
	転出届をした住所とは、違うところに住むことになった	→転出証明書はそのままでも有効です 実際に住み始めた市区町村にお届けください					
	転出届をした後に、引越しが取り止めにになった	→転出届を提出した窓口で取消の手続きが必要です		国外への転出取り止めの時は 全員分のパスポートが必要です	本庁舎1階 5番窓口	市民課	★
	転出証明書、マイナンバーカードを紛失した	→転出証明書の再発行が必要です		本人確認書類			★

2025.7.31現在



〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ～ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

転出

(大分市 → 他市町村)

転出届

新しい住所地にお住まいになる1カ月前から受付しています

住み始めてから14日以内に、「転出証明書（又はマイナンバーカード、住基カード）」を持参して、新しい住所地の市区町村で転入届を提出してください。

引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから
転出届をオンラインで提出できます。



《届出に必要なもの》

- ・窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

他市町村に引越しされる方へ

本庁舎1階 市民課5番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所に
お越しください



大分市 公式
LINE
友だち募集中！



イベント情報など、
暮らしに役立つ情報
をお届けしています。
ぜひ、友だち追加を
お願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



その他、

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

出生

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

[★]マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口			受付済 ✓
住所・戸籍	お子さまのマイナンバー入りの住民票について	住民票の写しの請求 ※マイナンバーは、番号法に定められた事務に限り利用することができます		・本人確認書類 ※出生届受理後、発行までに数日、時間がかかります ※請求の際は、使用目的と提出先を確認します	本庁舎1階 2番窓口	市民課	★	
	お子さまの戸籍謄本について	戸籍証明の請求		・本人確認書類 ※大分市外の戸籍請求の際は、顔写真付き本人確認書類 ※出生届受理後、発行までに数週間、時間がかかります			★	
	お子さまの住民票コードについて	※後日通知が郵送で送られます		本庁舎1階 5番窓口			★	
	出生届と同時に、							
	マイナンバーカードを申請しない方		※後日マイナンバーの通知が郵送で送られます (約1カ月かかります)					
	マイナンバーカードを申請する方【特急発行】		※約1週間後、カードが簡易書留で届きます (混雑状況により日数が伸びる場合があります)		※写真は不要です	本庁舎1階 6番窓口	市民課	★
マイナンバーカードをマイナ保険証として利用する方		保険証の利用登録		マイナンバーカードが届きましたら、以下のいずれかの方法で手続きしてください ・スマートフォンやパソコンからマイナポータルで手続き ・医療機関等の顔認証機能付きカードリーダーで手続き ・親権者の方が市役所にカードを持参して手続き	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	—	

国民健康保険・年金	お子さまが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 資格確認書・資格情報のお知らせの交付	 					★	
	出産した方が国民健康保険の方	国民健康保険税の産前産後免除手続き	 		母子健康手帳等 (出産後で市で確認できる場合は不要)	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	—	
	①出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、 出産費用が50万円(※2)に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請		・世帯主の口座番号が分かるもの ・病院でもらった次の2点 出産費用の領収・明細書の写し 直接支払い制度に関する合意文書の写し	★				
	②「直接支払制度」(※1)を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方				★				
	出産した方が国民健康保険以外の方	手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください			健康保険の加入先				
	出産した方が国民年金被保険者(20歳以上60歳未満)	産前産後免除		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・出産日が確認できる書類 (母子手帳・戸籍謄本等)	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★		
子の親で障害基礎年金を受給している方	加算額加算開始事由該当		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・子の戸籍謄本(抄本)	—					

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

子育て	母子健康手帳への出生届出済証明			母子健康手帳	本庁舎1階 6番窓口	市民課	★	
	指定有料ごみ袋の交付							
	住民票が大分市にある方	指定有料ごみ袋の受領		申請不要 窓口で、10枚を事前に受領する場合は受領書を記入してください 後日、差分の240枚を自宅に送付します	本庁舎1階 6番窓口	市民課	★	
	里帰り出産等で住民票が大分市以外にある方	指定有料ごみ袋の減免申請		母子健康手帳 ※別世帯の方が窓口で申請する場合は、本人確認書類及び委任状が必要です	本庁舎4階	ごみ減量推進課	—	
	児童手当を申請する方	児童手当の申請		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの ・申請者、配偶者のマイナンバーカード又は通知カード ※2人目以降は、窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類、申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの	別館3階	子育て支援課	★	
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請		・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの			★	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内	生後4カ月までの赤ちゃんのいる全てのご家庭に、保健師・助産師・看護師が訪問を実施しています。 赤ちゃんが生まれたら、「出生連絡票・低体重児出生届」を申請してください 訪問の際には事前にご連絡します		保健所健康課の保健師・助産師・看護師が訪問します ※訪問員は写真入りの身分証明書を携行しています 母子健康手帳	大分市保健所 1階	健康課 中央保健センター ※明野支所は受付不可	◇	
	保育施設等に入園を希望する方	保育施設の入園相談		※受付窓口でご相談ください	別館3階	子ども入園課	★	
も	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請		※受付窓口でご相談ください	大分市保健所 1階	健康課	◇	
					健康課及び鶴崎・植田市民行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付			

出生

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

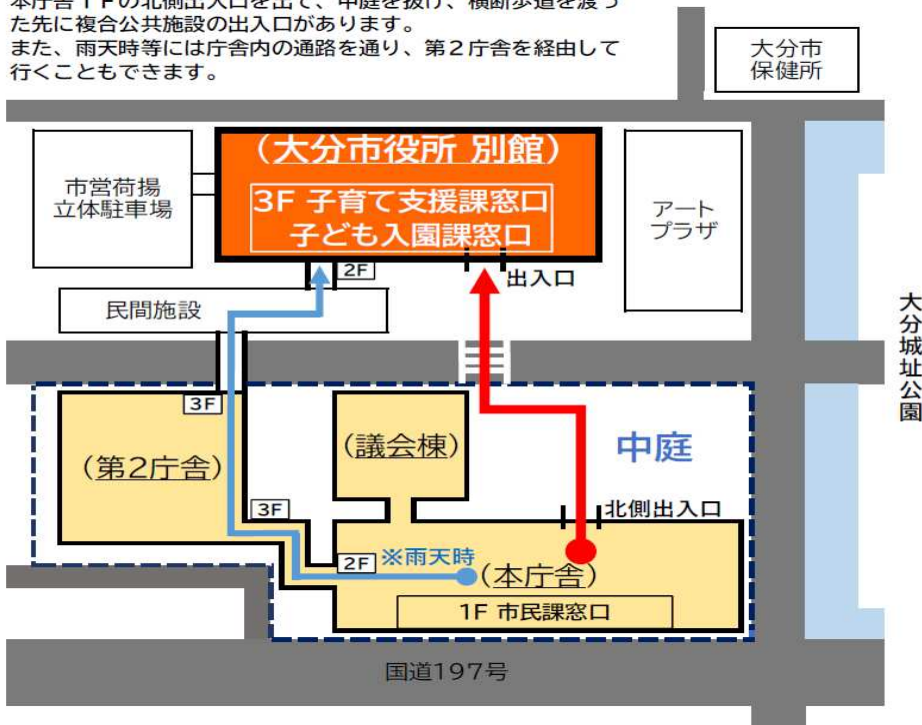
【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
その他 市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き		※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 ㈱別大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	—

2025.4.1現在

本庁舎から複合公共施設（別館）への行き方

本庁舎1Fの北側出入口を出て、中庭を抜け、横断歩道を渡った先に複合公共施設の出入口があります。
また、雨天時等には庁舎内の通路を通り、第2庁舎を経由して行くこともできます。



大分市

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長



097-534-6111(代表)



WEB



市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

出生

出生届

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください
[生まれた日を含む]

《届出に必要なもの》

〈届出人〉

- 父親または母親（父母が婚姻届を出していないときは母親）
- 父親も母親も届けられないときは、同居者、出産に立ち合った医師または助産師の順

・医師・助産師等が作成した**出生証明書付き出生届**

・母子健康手帳・国民健康保険証（加入者のみ）

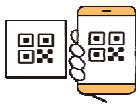
関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

お子さまが生まれた方へ

本庁舎1階 市民課6番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所にお越しください



本庁内の配置図や各窓口の場所の確認は右の二次元コードからご確認ください



市民行政センター、市民センター、支所の場所や連絡先、施設内容などの確認は右の二次元コードからご確認ください



大分市 公式
LINE
友だち募集中！



休日当番医など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



運転免許証

マイナンバーカード

その他、

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

結婚

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✔	必要なもの	受付場所・窓口		受付済 ✔	
住所・戸籍	住民票、婚姻届受理証明が必要な方	住民票の写しの請求 戸籍証明等請求		・顔写真付き本人確認書類 ※婚姻届受理後、発行までに数日、 時間がかかります	本庁舎1階 2番窓口	市民課	★	
	戸籍謄本が必要な方	戸籍証明の請求		・顔写真付き本人確認書類 ※大分市外の戸籍請求の際は、顔写真 付きの本人確認書類 ※婚姻届受理後、発行までに数週間、 時間がかかります			★	
	姓が変わる方で、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（氏名変更）		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	本庁舎1階 4番窓口		★	
	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）			本庁舎1階 5番窓口		★	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 （住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、又は世帯変更					★	
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止となります 必要な方は新規登録ができます		・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑 ※婚姻届受理後、登録までに数日、 時間がかかります			★	
	お子さまの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など			本庁舎1階 6番窓口		★	
国民健康保険・年金	国民健康保険に加入中で、 姓など保険証、資格確認書等の記載に変更がある方	新しい資格確認書、 資格情報のお知らせの交付		変更前の国民健康保険証 （兼高齢受給者証）、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	姓が変わる方で、75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格変更手続き （資格確認書又は資格情報の お知らせは後日郵送）					★	
	姓が変わる方、又は世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更に伴う申請 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へ お問い合わせください		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			★	
	国民健康保険から、 配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退		・勤務先の健康保険証、資格確認書、 資格情報のお知らせ、又は資格取得 証明書 ・国民健康保険証、資格確認書			★	
	最近退職した方						—	
	→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	大分市役所での手続きはありません					—	
	→国民健康保険に加入する方 （資格喪失日より14日以内）	国民健康保険の加入 資格確認書・ 資格情報のお知らせの交付		勤務先の 健康保険の資格喪失証明書	★			
本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★						
年金	姓が変わる方で、年金を受給している方	氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出		・本人確認書類 ・基礎年金番号 又はマイナンバーを確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★	
	国民年金被保険者で、姓が変わり、口座振替、 若しくはクレジットカードで納付されている方	口座変更、クレジットカード変更		・本人確認書類 ・基礎年金番号 又はマイナンバーを確認できる書類			★	
子ども	児童手当を受給している方、受給者が変わる方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	配偶者の届出、又は児童手当の受給者交代など ※配偶者の方が所得が高い場合には、受給者交代 が必要です 新たに受給者となる方が公務員の場合は、勤務 先で申請してください		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認 書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの （受給者交代の場合） ・申請者の健康保険の資格情報が確認 できるもの（受給者交代の場合で3歳未満 の児童がいる場合のみ）	別館3階	子育て支援課	★	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費受給者証の変更		※受付窓口でご相談ください			★	
	児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の資格喪失		児童扶養手当証書			★	
	ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届及び子ども医 療費助成の申請		ひとり親家庭等医療証	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	★	
	保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さまがいる方	住所・氏名変更など		※受付窓口でご相談ください			★	
	就学援助の認定を受けており、 ひとり親家庭に該当していた方	学校若しくは受付窓口への届出 ※世帯構成が変わった後も就学援助を希望する 場合、再申請が必要です		※受付窓口でご相談ください			—	
	も	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方		重度心身障害者医療費受給者資格の変更 ※変更届の提出が必要		・重度心身障害者医療費受給者証 ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳	★			
長寿・障がい	姓が変わる方で、介護保険証をお持ちの方 （65歳以上又は要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更		介護保険証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★	
	姓が変わる方で、 大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の氏名変更 （本庁舎での手続き以外は後日郵送）		・大分市長寿応援バス乗車証 ・本人確認書類 ・申請者本人の写真（㍻3cm×㍻2.5cm）			★	
	姓が変わる方で、障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	◇	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給資格の変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方） ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳			★	
	自立支援医療受給者証（精神）をお持ちで、姓が変わる方	受給者証の氏名変更		受給者証			障害福祉課及び鶴崎・植田市民行政センター内の 東部・西部保健福祉センターのみで受付	◇

結婚

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口		受付済 ✓
障 が い	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	受給者証変更申請		・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	—
	児童通所受給者証を交付されている方	受給者証変更申請		・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書			—
税	市税（国保税を除く）の口座を変更する方	口座振替の変更		・通知書番号が確認できる書類 ・通帳 ・通帳の届出印	第2庁舎3階 納税課	金融機関	★
そ の 他	犬を飼っていて、姓や住所、電話番号等が変わった方	犬の登録事項変更届（市内変更） 		登録（鑑札）番号が分かるもの	大分市保健所 2階 衛生課	大分市動物愛護センター 097-588-2200	★
	市営住宅を退去する方、又は市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き		※入居者が増減する場合、必ず届出が必要で す 受付窓口でご相談ください	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 （株）大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555		—
公 共	運転免許証	運転免許証記載事項変更		・運転免許証 ・マイナンバーカード、住民票等 （詳しくはお問合せください）	大分県警察本部運転免許課 097-528-3000		—

2025.7.21現在

2025. 7. 31現在



〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ～ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

結婚

結婚される方へ

本庁舎1階
市民課⑥番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所
にお越しください

婚姻届

本庁舎1階正面玄関にツーショットの撮影スポットがあります。

《届出に必要なもの》

- 届出人（夫及び妻になる方）の顔写真付き本人確認書類（1点で本人確認できるもの）
- 婚姻の届出用紙

ご結婚されるお2人の署名
証人（成年2人）の署名

市役所当直室に提出された場合には、
本籍や住所等の確認ができないため、
後日再来庁をお願いすることがあります。
できるだけ平日に窓口での審査を
済ませてから提出されることをお勧めします。

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

大分市 公式
LINE
友だち募集中！



ごみの出し方など、
暮らしに役立つ情報
をお届けしています。
ぜひ、友だち追加を
お願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人
が確認できるもの。免許証、許可証など＞



その他、
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- 健康保険証又は資格確認書
- 介護保険証・年金手帳・年金証書
- 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

離婚に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口		受付済
住所・戸籍	住民票、離婚届受理証明が必要な方	・住民票の写しの請求 ・戸籍証明等請求		・本人確認書類 ※離婚届受理後、発行までに数日、時間がかかります	本庁舎1階 2番窓口	市民課	★
	戸籍謄本が必要な方	戸籍証明の請求		・本人確認書類 ※大分市外の戸籍請求の際は、顔写真付き本人確認書類 ※離婚届受理後、発行までに数週間、時間がかかります			★
	姓が変わる方で、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（氏名変更）		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	本庁舎1階 4番窓口		★
	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）			本庁舎1階 5番窓口		★
	前配偶者と同居中で、生計を別にする方	世帯分離届					★
	姓が変わる方で、婚姻中の姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止となります 必要な方は新規登録ができます		・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑 ※離婚届受理後、登録までに数日、時間がかかります			★
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい方	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 6番窓口		★
	お子さまの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など		※受付窓口でご相談ください			★

国民健康保険・年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証、資格確認書等の記載に変更がある方				本庁舎1階 9番窓口	国保年金課		
	→ 69歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付		国民健康保険証、資格確認書			★	
	→ 70歳から74歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付		国民健康保険証兼高齢受給者証、資格確認書			★	
	姓が変わる方で、75歳以上の方、又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格変更手続き（資格確認書、又は資格情報のお知らせは後日郵送）		変更前の後期高齢者医療保険証、資格確認書			★	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方（資格喪失日より14日以内）	国民健康保険の加入 資格確認書・資格情報のお知らせの交付 国民年金の加入（20歳から60歳未満）		前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			★	
	姓が変わる方、又は世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更に伴う申請 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください ※後期高齢者医療制度、特定疾病療養受療証はオンライン申請不可		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★	
	婚姻期間中に配偶者が厚生年金に加入していた方	離婚分割		※受付は年金機構であり、国民年金室・各支所では案内のみ			★	
	配偶者に扶養（3号被保険者）されていた方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・扶養解除日が確認できる書類 ・戸籍謄本（離婚日確認）			★	
	国民年金被保険者（20歳以上60歳未満）で免除申請を希望し、世帯主や配偶者に変更がある方	免除納付猶予申請		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類			★	
	姓が変わる方で年金を受給している方	氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類			★	
	国民年金被保険者で、姓が変わる方で、口座振替、若しくはクレジットカードで納付されている方	口座変更、クレジットカード変更		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類			★	

こ

児童手当を受給している方、受給者が変わる方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	配偶者登録の削除、児童手当の受給者交代など ※離婚後は父母のうち児童と同居している方が受給者となりますので、受給者交代の手続きが必要となる場合があります。 ※離婚日、又は住所異動日の翌日から15日以内に申請してください。 ※新たに受給者となる方が公務員の場合は、勤務先で申請してください		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの（受給者交代の場合） ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの（受給者交代の場合で3歳未満の児童がいる場合のみ）	別館3階	子育て支援課	★	
子ども医療費受給者証をお持ちの方で、主たる生計維持者が変わる方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費助成の受給者証の変更		・子ども医療費受給者証 ・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの			★	
放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入会		・入会申込書 ・就労証明書 ・利用申立書（就労以外の理由による） ・児童票 など	※各校区の放課後指導クラブに直接お問い合わせください			

ど

保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さまがいる方	住所・氏名変更、保育施設等の入園相談等		※受付窓口でご相談ください	別館3階	子ども入園課	★	
ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求		※受付窓口でご相談ください		子育て支援課	★	
	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請		※受付窓口でご相談ください			★	
小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請		学校若しくは受付窓口で申請書をもらい、必要事項を記入のうえ、当該学校若しくは受付窓口へ提出してください	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—	

も

特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者資格の変更 ※変更届の提出が必要		・重度心身障害者医療費受給者証 ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳			★	

離婚に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口		受付済
長寿・障がい	姓が変わる方で、介護保険証をお持ちの方 （65歳以上又は要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更		介護保険証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★
	姓が変わる方で、 大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の氏名変更 （本庁舎での手続き以外は後日郵送）		・大分市長寿応援バス乗車証 ・本人確認書類 ・申請者本人の写真（㉜3cm×3㉜.5cm）			★
	姓が変わる方で、障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・穂田市民行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇
	自立支援医療受給者証（精神）をお持ちで、 姓が変わる方	受給者証の氏名変更		受給者証	障害福祉課及び鶴崎・穂田市民行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給資格の変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方） ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	変更申請		・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書			—
	児童通所受給者証を交付されている方	変更申請		・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書			—
税	市税（国保税を除く）の口座を変更する方	口座振替の変更		・通知書番号が確認できる書類 ・通帳 ・通帳の届出印	第2庁舎3階 納税課	金融機関	★
その他	犬を飼っていて、姓や住所、電話番号等が変わった方	犬の登録事項変更届（市内変更） 		登録（鑑札）番号が分かるもの	大分市保健所 2階 衛生課	大分市動物愛護センター 097-588-2200	★
	市営住宅を退去する方、 又は市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談		※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 （株）大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555		—
公共	運転免許証	運転免許証記載事項変更		・運転免許証 ・マイナンバーカード、住民票等 （詳しくはお問合せください）	大分県警察本部運転免許課 097-528-3000		—

2025.7.31現在



〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ～ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・穂田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

本庁舎1階
市民課6番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所
にお越しください

本庁内の配置図や各窓口の場所の確認は右の二次元コードからご確認ください

市民行政センター、市民センター、支所の場所や連絡先、施設内容などの確認は右の二次元コードからご確認ください

【本庁内】

【本庁以外】

大分市 公式 LINE 友だち募集中！

災害時の避難情報等、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で本人確認できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

その他、
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で本人確認できるもの

・健康保険証又は資格確認書
・介護保険証・年金手帳・年金証書
・顔写真付きの社員証、学生証など

《離婚される方へ》 窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「裁判離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 裁判離婚の場合、調停の成立、又は審判・判決の確定した日から10日以内に届出してください。その際、調停調書、若しくは審判書（判決）の謄本と確定証明書をご持参ください。

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。